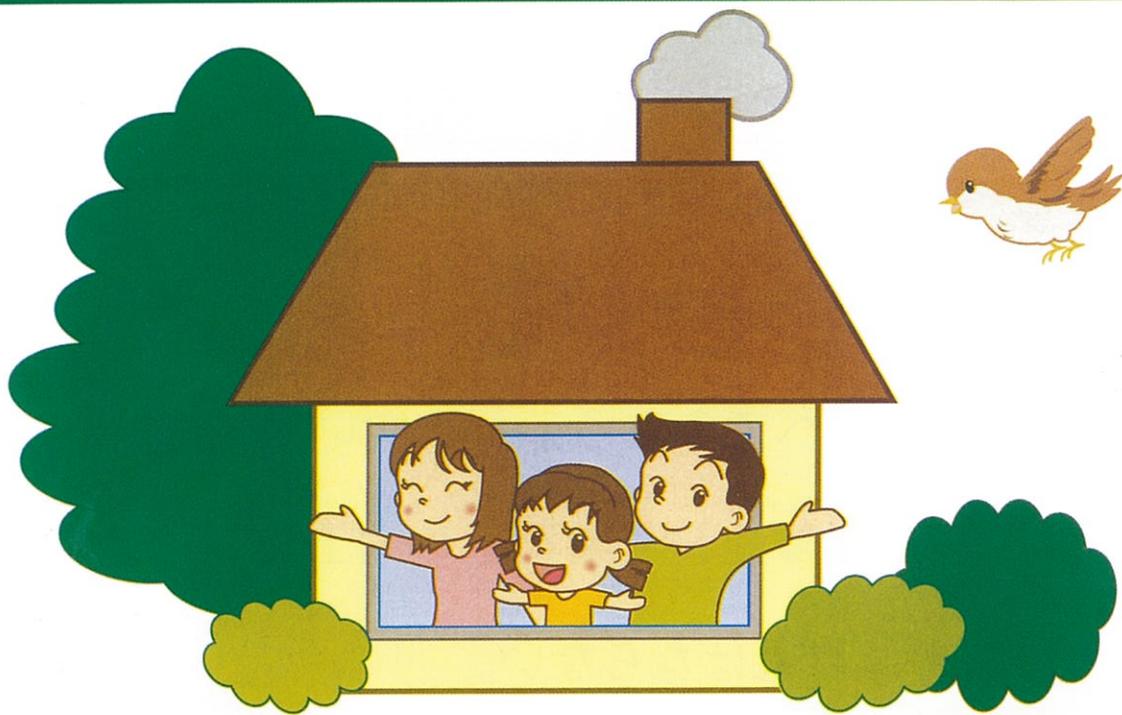


せい かつ ほ ご う かた
生活保護を受けたい方のための

せい かつ ほ ご
生活保護
の
しおり



このしおりは、生活保護について、あなたに知っておいていただきたいことを、わかりやすく書いたものですから、必ずお読みください。

また、いつでも見ることができるよう、たいせつに保管してください。

おお の じょう し ふく し じ む しょ
大野城市福祉事務所

にほんこくけんぽう
日本国憲法

こくみんせいぞんけんくにしゃかいてきしめい
国民の生存権と国の社会的使命

だいじょう
第25条

こくみんけんこうぶんかてきさいていげんど
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の
せいかついとなけんりゆう
生活を営む権利を有する。

- ② くに
国は、すべての生活部面について、社会福
ししゃかいほしょうおよこうしゅうえいせいこうじょうおよぞうしん
祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進
つと
に努めなければならない。

はじめに

この「しおり」は、生活に困っている方に対し、生活保護の手続きや制度を良く理解していただけるように、保護制度のあらましや手続きなどについて分かりやすくまとめたものです。

もくじ

- 1 生活保護とは 1
- 2 生活保護のしくみ 2
- 3 生活保護を受ける前に 3・4
- 4 生活保護が決まるまで 5・6
- 5 生活保護の種類 7・8
- 6 権利について 9
- 7 義務について 10
- 8 地区担当員・民生委員とは 11
- 9 お問い合わせ先 12

1 生活保護とは

私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。生活保護は、このように困っている方に対して、経済的な援助を行いながら生活を保障し、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

生活保護法

この法律の目的

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

無差別平等

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

最低生活

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

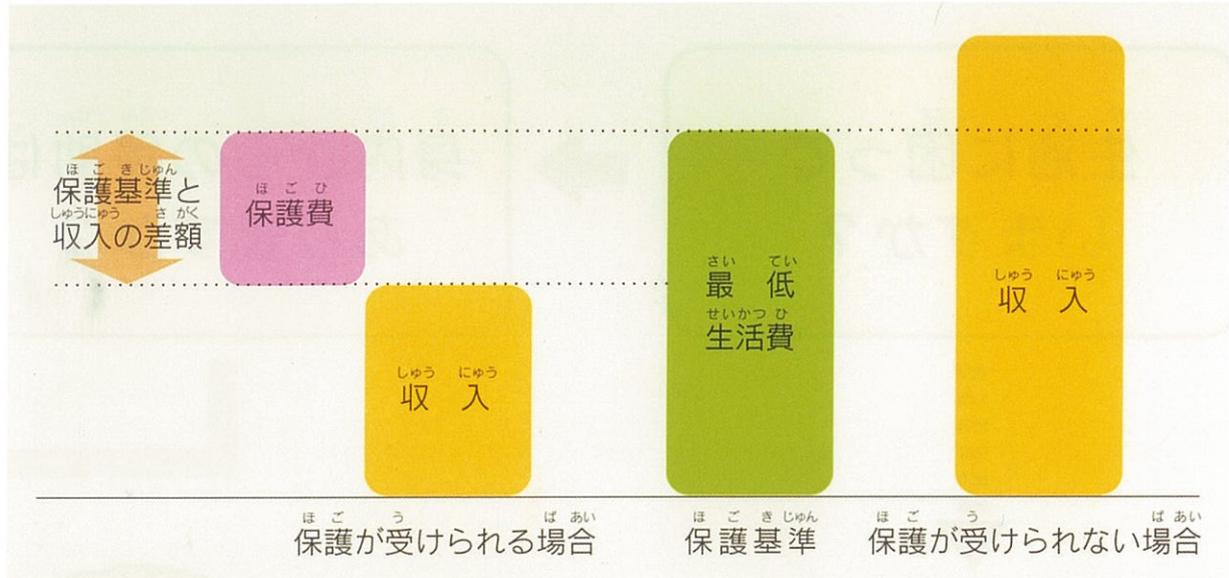
保護の補足性

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

- ② 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

2 生活保護のしくみ

生活保護は世帯を単位に決定されます。つまり、一緒に生活している世帯全員の収入が国の定めた最低生活費を下回ったときに、保護に該当することとなります。



世帯全員の収入では、生活できない部分(■色の部分)が、生活保護費となります。

● 保護基準とは

世帯の人数、年齢、入院中かどうかなどによって、国が決めた基準で、各年度ごとに改定されていきます。

それぞれの世帯ごとに基準によって最低生活費が計算されますので、同じ世帯人数でも、最低生活費は異なる場合があります。

● 収入とは

あなたの世帯のすべての収入をいいます。

- ① 働いて得た収入(給料、内職収入、農業収入など)
- ② 年金、手当の収入
- ③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入
- ④ 預貯金、保険金、その他臨時収入

このうち①働いて得た収入については、必要な経費などについて一定の額を控除したうえで、最低生活費と比べることになります。

3 生活保護を受ける前に

次のことを確認してください。(矢印の通りに進んでください。)

→ はい → いいえ

生活に困っていますか？

身内からの援助はありますか？

預金や保険、資産の活用はできますか？

他の法律を活用できますか？
例えば
国民年金・厚生年金・健康保険・雇用保険・傷病手当金・労災保険・児童手当・児童扶養手当など

困った時にはご相談ください。



それでも生活が苦しいですか？



生活保護の申請手続きへ

4 生活保護が決まるまで

そう だん
相 談

生活に困って保護のことをお聞き
になりたい方は、お近くの民生委員、
福祉事務所に相談ください。

しん せい
申 請

福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って必要事項を記入し、提出してください。印鑑が必要です。
(認印でも結構です。)

ちょう さ
調 査

申請があると、福祉事務所の地区担当員(ケースワーカー)があなたの家庭などを訪問して、生活の状況や保護の要件が満たされているかどうかを調査します。

けつ てい
決 定

調査に基づき、国が定めた基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入とを比べて、保護が必要かどうかを決定します。

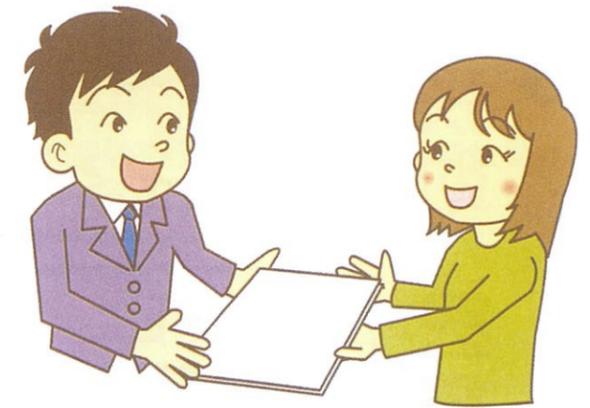
つう ち
通 知

保護が受けられる場合

生活保護開始決定通知書を交付します。

保護が受けられない場合

生活保護却下決定通知書を交付します。



※保護の決定は、原則として申請から14日以内に、また調査などに時間がかかった場合には30日以内に出すことになっています。

※福祉事務所が行ったこれらの保護決定処分の内容に不服のある場合には、その通知を受け取った日の翌日から3か月以内に福岡県知事に対して、不服の申立てをすることができます。

5 生活保護の種類

生活保護は次のとおりです。

1

生活扶助



毎日の生活に必要な衣・食及び光熱水費などの費用に充てられるものです。金銭で支給されます。

2

住宅扶助

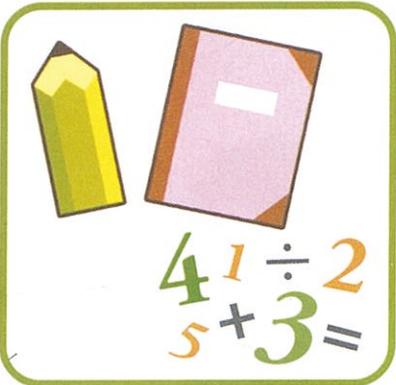


家賃、地代、住宅の修理などの費用に充てられるものです。金銭で支給されます。

ただし、住宅ローンなどの費用は支給されません。

3

教育扶助



義務教育に伴う学用品、教材、給食費、学級費などの費用に充てられるものです。

金銭で支給されます。

4

医療扶助



病気やけがをしたときに、病院などでかかる医療費です。現物(治療)で支給されます。福祉事務所から交付される要否意見書により、治療を受けることとなります。医療機関は、生活保護の指定医療機関でなければなりません。

5

介護扶助



介護保険法による介護サービスを受ける場合に必要の費用です。

6

出産扶助



出産に関する費用です。

7

生業扶助



仕事などにつくために、必要な技能や技術を身につけるための費用です。

また、高校就学に伴い必要となる費用(受験料、入学準備金、授業料、教材費、通学費等)です。ただし、減免措置がある場合は、支給されません。

8

葬祭扶助



葬祭に関する費用です。
※葬儀を行う喪主の方に対して扶助される費用です。

※なお、小・中学校の入学準備、出産準備、引越など臨時的に必要な費用も支給されることがあるので、前もって福祉事務所に相談してください。

6 けんり 権利について

ほごう 保護を受けるようになった場合には、次のようなけんりりえきほしょう 権利や利益が保障されます。

1 いったんきまつたほごは、せいとうりゆうがなければ、ふりえきになるようなへんごうおこなは行われません。

2 ほごによりしきゅうされたかねしなものは、ぜいきんがかかりません。

3 ほごきんびんほごけんりさしおさ 保護金品や保護の権利を、差し押えられることはありません。

4 しんせい 申請によって、こくみんねんきんしけんみんせいこていしぜんせいなどめんじょ 国民年金や市県民税、固定資産税等の免除ができます。

5 しんせい 申請によって、しゅしんりょうめんじょ NHKテレビ受信料の免除ができます。

6 けつてい 決定されたほごないようしょぶんなどについてふふくがあるときには、けつていしひよくじつから3かげい以内、ふくおかけんちしふふく 福岡県知事に不服のもうしたしんさせいきゅう 申立て(審査請求)ができます。詳しくは、ちくたんとういん(ケースワーカー)におたずねください。

7 義務について

権利が保障されているのと同様に、次の義務があります。必ず守ってください。

1

生活保護の目的を達成するために必要な福祉事務所からの指導や指示には従わなければなりません。

2

働ける人は、能力に応じて働き、自立のために努力しなければなりません。また、親、子ども、兄弟姉妹や親戚からは、できるだけ援助を受けてください。

3

健康の保持・増進に努め、病気の方は、医者意見に従い、一日も早く治すように努力しなければなりません。

4

世帯全体の収入を正しく申告しなければなりません。

5

借金をしてはいけません。借金は収入として認定されます。

6

基本的には、高額な保険料または貯蓄性の高い生命保険などの保有は認められません。

7

生活に直接必要のない土地や家屋、自動車などの資産は、原則として保有は認められません。車の使用については、福祉事務所からの許可が出た場合を除いて、他人の車を含めて運転することはできません。

8

かけごと、パチンコなどで生活費を浪費することなく、計画的に保護費を使わなければなりません。

8

ちくたんとういん みんせい い いん 地区担当員・民生委員とは

1 ちくたんとういん 地区担当員(ケースワーカー)

福祉事務所には、担当員(ケースワーカー)がいます。

担当員は、保護の決定や継続に必要な調査をしたり、保護を正しく行うために、定期的に家庭訪問をします。そこでは、皆さんの生活や健康、仕事のことなどをお聞きし、必要な指導や助言をします。困ったこと、わからないことなど遠慮なくご相談ください。なお、個人の秘密は固く守ります。

2 みんせい い いん 民生委員

民生委員は、生活保護はもちろん、児童・母子・身体障害・知的障害・高齢者など社会福祉全般にわたって、皆さんの相談に応じてくれます。厚生労働大臣の委嘱を受け、相談内容についての秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

●あなたの担当地区民生委員

ちくめい 地区名		しめい 氏名		でんわばんごう 電話番号	—
-------------	--	-----------	--	-----------------	---

9 お問い合わせ先

福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

大野城市役所1階

大野城市福祉事務所 (生活支援課生活保護担当)

☎092-580-1994

案内図



